

藤沢市下水道地図情報システム仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、藤沢市（以下、「発注者」という。）が調達する新たな藤沢市下水道地図情報システム（以下、「本システム」という。）について適用するものとし、その選定及び構築等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本システムは、下水道法第23条に定める下水道台帳を整備するほか、藤沢市下水道事業における各種情報の蓄積や、改築更新、地震対策事業等の各種事業に対応でき、また、下水道部内での情報共有や横断的な連携による、事務の効率化が図られ、藤沢市下水道事業の総合的な支援に資する下水道地図情報システムの構築を目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本システム構築にあたっては、本仕様書に定めるほか、次の各関係法令及び各規定等に準拠して行うものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）及び同施行令、同施行規則
- (2) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (3) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (4) 下水道維持管理指針（平成26年版 日本下水道協会）
- (5) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引きVer. 4. 0（平成22年版 日本下水道協会）
- (6) 藤沢市公共測量作業規程
- (7) 藤沢市契約規則
- (8) 藤沢市個人情報の保護に関する条例
- (9) 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程
- (10) 藤沢市情報セキュリティポリシー対策基準
- (11) その他関係法令、規程、通達及び作業要領等

(履行場所)

第4条 本システムの構築作業場所は、藤沢市下水道部下水道管路課、下水道総務課、大清水浄化センター、辻堂浄化センター、本庁舎サーバ室及びシステム開発事業者作業場所とする。

(システム構築及び契約期間)

第5条 本システムの構築期間は、発注者が正式に開発事業者（以下、「事業者」という。）として決定した時から2020年1年31日（金）までとする。なお、新旧システムへ移行稼働期間を約2か月設けることとし、契約期間としては2020年2月1日から2025年1月31日までの60ヶ月賃貸借契約を行うものとする。

<スケジュール>

	令和元年度											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
プロポーザル告示/一次審査通知			▶									
提案書受付			▶									
プレゼンテーション実施				★								
優先契約者通知				★								
開発/データ移行						▶						
稼働(テスト含む)								▶				
リース開始									★			

(秘密の保持及び情報セキュリティポリシーの遵守)

第6条 事業者は、本システム構築上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。詳細は、「藤沢市データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に従うこと。また、本システム構築内で取り扱う個人情報や、発注者より貸与を受けるデータ及びシステムの情報保護、品質管理、環境保護の観点から、セキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、以下の資格を取得しており、その証明として契約時に登録証（写）を提出するものとする。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO 27001 若しくはJIS Q 27001)
- (2) プライバシーマーク (JIS Q 15001)

(管理技術者等)

第7条 事業者は、本業務の実施にあたり、本業務に精通し業務全体を統括する管理技術者と、相当の資格及び経験を有した主たる担当技術者、及び構築したシステムを総合的に照査する照査技術者を配置しなければならない。

(実施計画書等の提出及び承認)

第8条 事業者は、発注者が正式に開発事業者として決定した場合、工程表及び技術者等に関する届け（経歴含む）を発注者に提出しなければならない。

- 2 事業者は、速やかに発注者と十分な協議を行い、実施計画書を提出し、発注者の承認を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(進捗報告)

第9条 事業者は、実施計画書に基づき業務を遂行するものとし、発注者へ月間報告を行うとともに、発注者の求めに応じて進捗状況を報告しなければならない。

(納期の厳守)

第10条 事業者は、納期に遅延が生じないように、厳正な工程管理・進捗管理を行い、発注者が指定する作業期間内に実施すること。

(再委託の禁止)

第11条 事業者は、本業務の全部、または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(瑕疵担保責任)

第12条 事業者は、調達の最終検収後、1年以内の期間において、本業務の成果品に係るシステムの安定稼働に関して、瑕疵の疑いが生じ、発注者が必要と認めた場合は、速やかに瑕疵の疑いについて調査し、回答しなければならない。

- 2 調査の結果、本業務の成果物に関しての瑕疵が認められた場合は、事業者の責任と負担において、速やかに改修を行わなければならない。なお、改修については、発注者の承認を得てから作業に着手し、改修結果について発注者の承認を得なければならない。

(権利の帰属)

第13条 本業務における権利の帰属については、次のとおりとする。

(1) ソフトウェア

- ア 本業務において構築したソフトウェアの内、発注者独自のカスタマイズの所有権は、発注者が有する。
- イ 本業務において構築したソフトウェアの内、基本エンジン及びパッケージ型ソフトウェアについては、事業者又は当該ソフトウェア製造元が著作権を有し、発注者は使用权を有する。

(2) データ

- ア 本業務で調達した市販データの諸権利は、当該データの製造元が有する。
- イ 発注者が貸与した資料に基づく成果品データの著作権・所有権等の権利は、発注者が有する。

- 2 事業者は、本業務によって生じる権利、もしくは義務を第三者へ譲渡し、継承してはならない。

(藤沢市地球温暖化対策実行計画)

第14条 事業者は、藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、同計画第3章の各取組項目を実施するように努めること。

(その他)

第15条 本仕様書の各事項についての疑義、又は、本仕様書に定めのない事項が生じたときは、発注者と事業者がその都度協議し、決定する。

第2章 基本条件

(システム調達範囲)

第16条 本業務の調達範囲は、下水道部の個別業務を支援するための機能を有する個別業務GIS及び窓口閲覧システム（タッチパネル）とする。なお、将来的にストックマネジメントにおける基幹システムの位置付けになるために、他システムとの連携や機能追加を検討しており、それが実現できる柔軟な拡張性を有するシステムとする。

(1) 個別業務GIS

個別業務GISは、現在運用している下水道台帳システム、排水設備管理システム、浄化槽管理システム、計画支援システムがそれぞれ有する機能に加え、維持管理機能を追加実装したものとする。また、全てのデータを下水道地図情報システムサーバにて一元的に管理することで、情報共有の促進、業務の効率化を図ることを目的とする。

(2) 窓口閲覧システム（タッチパネルシステム）

窓口閲覧システムは、閲覧コーナーに設置し、市民サービスの向上及び業務効率化を図ることを目的とする。

2 各システムの導入規模、利用対象は次の通りとする。

システム	導入規模	利用対象
個別業務GIS	利用端末 8台	下水道管路課 2台 下水道総務課 4台 大清水浄化センター 1台 辻堂浄化センター 1台
窓口閲覧システム	利用端末 1台	下水道管路課 1台

(座標系)

第17条 座標系は現システムでの座標系のまま移行するものとする。なお、現システムの座標系は次のとおりである。

(1) 測地系 : 世界測地系2011

(2) 水平位置の座標系 : 平面直角座標系第IX系

(ネットワーク環境)

第18条 発注者のネットワーク環境は次のとおりであり、本環境下での稼働を保証すること。

- (1) 既存ネットワークの帯域（庁内情報系LAN）
 1 Gbps(分庁舎内：下水道総務課・下水道管路課)
 100Mbps(出先機関：大清水浄化センター・辻堂浄化センター)
- (2) クライアントPCとの接続方法：有線LAN
 ※2019年12月27日（金）にテスト稼働場所（NDビル・大清水浄化センター）から本稼働場所（分庁舎）へ移設を想定しているため、移設費用を本提案に含めること。
 ※配置する機器については、優先交渉権者決定後に協議し決定するものとする。

（機器要件）

第19条 本システムはシンクライアント体系またはファットクライアント体系によって構築するものとする。機器の構成及び仕様は次のとおりとし、サーバ・クライアントについては「藤沢市下水道地図情報システム非機能要件」に示す各要件を満たすものを導入すること。

- (1) サーバ及びUPS（ラックマウント型）
- ア 仕様 発注者サーバ室既設ラック10U以内に搭載可能な構成とする
 - イ サポート 当日オンサイト5年間相当の保守サービス
- (2) 下水道地図情報用職員端末 8台
- ア 仕様 本システムを稼働させるために必要なクライアント機器本体、ディスプレイ、キーボード、マウス等を含む
 - イ サポート 当日オンサイト5年間相当の保守サービス
 - ウ その他 Microsoft Office Professional 2019以降
- (3) 複合機プリンタ 1台
- ア 仕様 A3用紙、A4用紙を切り替えてカラー印刷可能なネットワーク複合機
 - イ 印刷速度 31枚/分以上
 - ウ サポート 5年訪問修理（定期交換部品付き）
 - エ その他 2段カセット、専用キャビネット、オートドキュメントフィーダー
- (4) プリンタ 1台
- ア 仕様 A3用紙、A4用紙の両面カラー印刷可能なレーザプリンタ
 - イ 印刷速度 31枚/分以上
 - ウ サポート 5年訪問修理（定期交換部品付き）
 - エ その他 2段カセット
- (5) 窓口閲覧用端末 1台
- ア 仕様 本システムの窓口機能を稼働させるために必要なクライアント機器
 - イ モニタ 23インチカラー液晶タッチパネル装置
 - ウ サポート 当日オンサイト（平日8：30～17：30）（5年間）相当の保守サービス
 - エ その他 Microsoft Office Home&Business 2019以降

- (6) 窓口閲覧用プリンタ 1台
- ア 仕様 課金装置の制御によって、地図画面をカラー印刷するためのプリンタ
A3用紙、A4用紙を切り替えて出力できること
 - イ 印刷速度 31枚/分以上
 - ウ サポート 5年訪問修理（定期交換部品付き）
- (7) 窓口閲覧用レシートプリンタ 1台
- ア 仕様 課金装置の制御によって、領収書を発行するためのプリンタ
 - イ サポート 保守5年
- (8) 課金装置 1台
- ア 仕様 タッチパネル機器に接続し、地図出力に対して課金を行うための装置
投入可能硬貨 10円、50円、100円、500円及び
1,000円札対応可
最大投入金額 9,800円
 - イ サポート 保守5年

（システム機能要件・非機能要件）

- 第20条 本システムの機能要件については、「藤沢市下水道地図情報システム 要求機能書」（別紙3）のとおりとする。
- 2 本システムの非機能要件については、「藤沢市下水道地図情報システム 非機能要件」（別紙4）のとおりとする。
- 3 本システムのデータ要件については、「藤沢市下水道地図情報システム データ要件」（別紙5）のとおりとする。

（計画準備・要件定義等）

- 第21条 事業者は、業務を円滑に遂行するため、作業毎に作業手法、工程計画、業務体制についての計画を立案し、業務実施計画書として取りまとめ、発注者の承認を得るものとする。
- 2 資料収集整理は、システム構築に必要となるデータ、資料について発注者より貸与を受け、整理するものとする。借用時には、目的と利用方法について発注者からの了承を得るものとし、借用書の提出を必須とする。
- 3 本業務は、システム化領域の確定、制約条件の整理、「藤沢市下水道地図情報システム 要求機能書」（別紙3）に基づいた発注者が求める機能の体系化を行い、要件定義書として取りまとめるものとする。また、搭載するレイヤ構成・権限設定等についても発注者と協議の上整理するものとする。

（地図データ変換・搭載処理）

- 第22条 地図データ変換・搭載処理は、発注者が用意し貸与するデータを、システムにて運用可能なデータとして変換した後、運用に支障のないレイヤ構成により搭載処理を行うものとする。

- 2 本システムへ搭載するデータは、「藤沢市下水道地図情報システム データ要件」(別紙5)を参照するものとする。
- 3 背景図は都市計画基本図(DM)と住宅地図データとし、システム搭載可能なデータに変換するものとする。都市計画基本図(DM)は発注者より貸与し、住宅地図は受注者にて9ライセンスを調達する。

(データ移行処理)

- 第23条 発注者が保有しているデータは、「藤沢市下水道地図情報システム データ要件」(別紙5)に示すデータであり、システムに搭載可能データへ変換し、搭載すること。
- 2 変換後のデータについては、下水道図形の接続データの接合関係の論理チェックや属性登録データ内容の確認等を実施し、不整合、不備データの抽出・修正を要する数量を取りまとめ、その結果を発注者に報告するものとする。なお、結果の取扱いについては発注者、事業者にて別途協議とする。
 - 3 現行システムに搭載された機能・データは、新システム移行後も確実に再現するものとし、業務に支障が出ないよう万全の体制を整えること。

(システム環境設定)

- 第24条 システム環境設定内容は次のとおりとする。
- (1) レイヤ設定(図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等)
 - (2) ユーザ・グループ設定(各ユーザ・所属グループ等)
 - (3) 図形レイヤ・属性テーブル権限設定(表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等)
 - (4) データベース設定(検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等)
- 2 環境設定内容については、事業者が作成するシステムテスト仕様書に基づきテストを行うものとする。受入テスト時には、発注者が立ち合いの上、システム動作、機能、表現及び権限設定について確認を行うものとする。

(ハードウェア調達・設定)

- 第25条 事業者は、本システムに必要な機器等のハードウェアに関し、本仕様書記載内容を充足するために必要な機器性能及び構成について設計を行い、発注者に提示し、承認を得て、必要機器を調達するものとする。
- 2 事業者は、調達した機器等についてシステムが正常に稼動するよう設定を行い、庁内ネットワークへの安定接続の為の設定も併せて行うこと。
 - 3 本システムで利用するネットワーク配線、電源は発注者が準備するものとし、配線と機器の結線は事業者にて実施すること。
 - 4 これらの設定作業に伴うセキュリティ対策については藤沢市情報セキュリティポリシーに基づき協議を行い、設計すること。
 - 5 機器等の設置に必要な資機材は、適切なものを事業者が調達すること。調達する機器等は、高い信頼性を有しかつ最新のものであること。また、ファームウェア

- ア及びソフトウェア等は、構築時にサービスパック等を最新のものとする等、その時点で明らかになっているセキュリティ上の脆弱性に関する対策を講じること。
- 6 設置から、発注者が別途リース会社と締結する賃貸借契約期間満了まで、当該機器及びそれを構成する部品の調達が保証される機器を選定することとし、オンサイト修理を可能とすること。
 - 7 ウイルス対策ソフトは、発注者所有のライセンスを利用するものとし、設定を行うこと。
 - 8 システムのレスポンスなど、利用者にストレスを与えない様に設計すること。
 - 9 既存で本市が保有する以下の機器について、正常に稼動するよう設定を行い、庁内ネットワークへの安定接続の為の設定も併せて行うこと。
 - (1) 既存プリンター
 - ア 仕様 EPSON EP-979A3
 - (2) 既存プロッタ
 - ア 仕様 HP Designjet T520

(ソフトウェア調達・設定)

- 第26条 事業者は、第21条第3項にて取りまとめた要件定義書にて定義した機能を満たしたシステムのパッケージソフトウェアを納入するものとする。
- 2 関連データの参照・閲覧等において、別途ソフトウェアが必要となる場合は、併せて納入するものとする。
 - 3 システムの構成上、個別にクライアントPCへのアプリケーションインストールが必要となる場合、インストールや各種設定は事業者にて行うものとする。
 - 4 事業者は、要件定義に基づきシステムのフレームワークを設計し、発注者より提供されるデータを最大限に活用するためのデータベース設計を行い、発注者、事業者にて協議の上、システム設計書及びデータベース設計書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

(下水道管調査データ搭載処理)

- 第27条 事業者は、発注者より貸与する「下水道管路施設浚渫清掃等及び道路緊急対応対策業務委託」における下水道管調査データを、維持管理システムに搭載できるよう必要な処理を行う。

(操作マニュアル作成)

- 第28条 事業者は、操作研修時、その他操作が分からない場合に職員が利用する操作マニュアルを作成するものとする。

(操作研修)

- 第29条 前条にて作成したマニュアルを利用し、システムの利用の定着化を考慮した操作研修を実施するものとする。操作研修に配布するマニュアルは、事業者が必要部数用意するものとする。

第3章 システム保守及び運用サポート

(保守対象)

第30条 保守対象は、本システム（ソフトウェア及びハードウェア）とする。

(保守運用サポートサービスレベル)

第31条 事業者は、発注者と協議の上、システム本稼動後における保守運用サポートサービスレベルを以下の内容を踏まえ規定すること。なお、運用上の問題等が発生した場合、事業者と発注者の協議の上、内容の見直しを行うことが出来るものとする。

- (1) 対象システムの不具合の原因特定
- (2) 対象システムがマニュアル通りに正常に作動するための補修、取替え、又は訂正のための作業
- (3) 対象システムの使用に関する電子メール、電話によるサポート
(平日8:30～17:00)
- (4) 対象システムに関する最新の情報の提供
- (5) 対象システムの機能改良を行った場合のバージョンアップ版の提供及びバージョンアップに伴う説明資料等の提供
- (6) 定期サポート（1回/年以上）
- (7) 担当者異動による操作説明の実施
- (8) 現地対応（連絡後、翌営業日）
- (9) 技術相談

第4章 成果品

(成果品)

第32条 事業者は、次に掲げる成果品をリースされる機器とともに発注者に提出するものとする。提出するデータの形式については、発注者と協議して決定するものとする。

- (1) 下水道地図情報システム（ハードウェア含む）
- (2) システム設定情報（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク）
- (3) 要件定義書
- (4) データ定義書
- (5) 各種移行・搭載データ
- (6) 住宅地図データ（買取）9ライセンス
- (7) システム操作マニュアル

2 成果品の媒体は、紙及び電子データとする。また、システム操作マニュアルについては、印刷製本したものを8部提出するものとする。

【 以 下 余 白 】